

スケジュール(目安)

業務内容	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 職員の皆さまへの 慰労金の支給	申請書受付						
	申請書の審査						
	事業執行(対象者への慰労金の支払い)						
	過払いがあった場合の返還手続き						
② 及び ③ 支援金の交付	申請書受付						
	申請書の審査						
	交付決定通知の発送						
	事業執行						
	実績報告書の受付						
	実績報告書の審査						
	額の確定通知の発送						
	事業費の精算払い						

慰労金・支援金の申請書提出先



県ホームページから申請様式をダウンロードし、申請書を作成の上、WEBフォームから申請してください。
押印が必要な書類は郵送にて、その他の書類についてはWEBでの登録をお願いいたします。

提出期限 令和2年12月25日(金)まで

郵送先 〒380-0824 長野市大字南長野南石堂町1293 長栄南石堂ビル7F
長野県(医療・福祉)慰労金・支援金運営センター(介護分)

HP送付先 <https://www.pref.nagano.lg.jp/>

事業の詳細は県HPで検索



お問い合わせ先

長野県(医療・福祉)慰労金・支援金運営センター(介護分)

TEL 026-217-0845 FAX 026-217-0862 nagano_shien@bsec.jp

受付時間 平日 8:30~17:00

運営センター住所 〒380-0824 長野市大字南長野南石堂町1293 長栄南石堂ビル7F

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本件に関して運営センターへのご来訪はご遠慮ください。

長野県新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援事業(介護分)

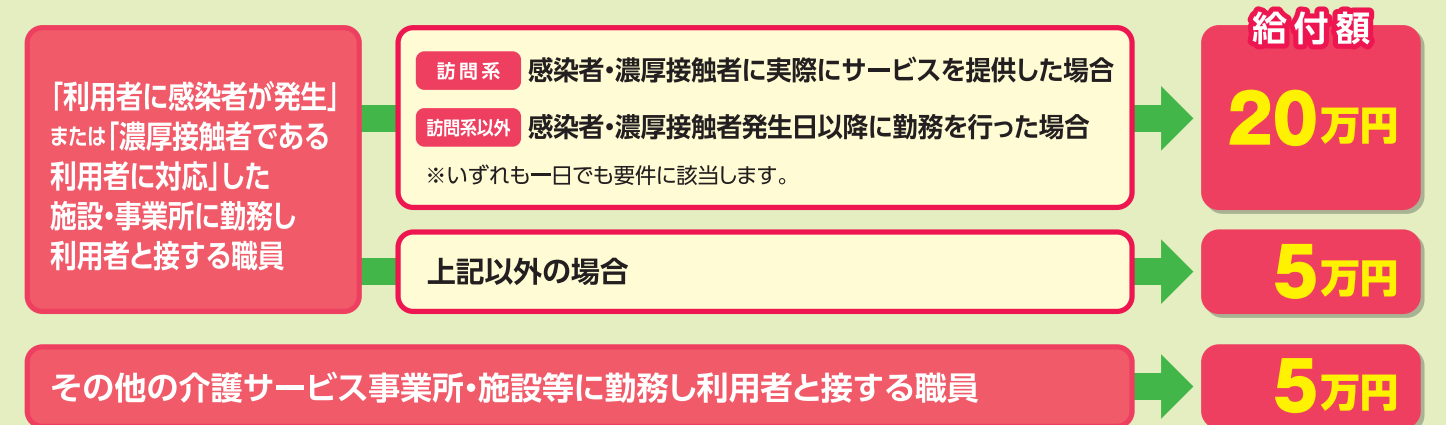
～ 介護サービス事業所・施設等の皆さまへのご案内 ～

介護サービス事業所・施設等の職員の皆さまへ慰労金を支給します。また、介護サービス事業所・施設等における感染症対策、在宅サービス事業所によるサービス利用休止中の利用者に対するサービス再開に向けた働きかけや環境整備への取組について支援を行います。

1 介護サービス事業所・施設等職員への慰労金支給事業



新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながらサービスの継続に努めていただいた職員の皆様に心からの感謝の気持ちとともに慰労金を支給します。



対象事業所等 長野県内の介護サービス事業所・施設等

※利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問いません。

対象者 長野県内の介護サービス事業所・施設等に令和2年2月12日(水)から同年6月30日(火)までの間に通算して延べ10日間以上勤務した者で、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員

※派遣労働者の他、業務受託者の労働者として当該介護サービス事業所・施設等において働く従事者についても合致する場合には対象となります。
※年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しません。

2 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 (以下、支援金)

感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費について支援します。

対象事業所等 長野県内の介護サービス事業所・施設等

※利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問いません。

対象者 令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等

支援対象経費 (例) 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入、感染防止を徹底するための面会室の改修費、消毒費用・清掃費用、タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用を除く)、外部専門家等による研修実施等

支援上限額 サービス種別毎に設定

(例) 通所介護(通常規模型) **89.2万円/事業所**、訪問介護 **53.4万円/事業所**、広域型特養 **3.8万円×定員数**

長野県新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援事業（介護分）

3 介護サービス 再開に向けた支援事業 （以下、支援金）



在宅介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備などの取組について支援します。

対象サービス 長野県内の訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び多機能型サービス事業所（以下「在宅サービス事業所」という。）

1 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成

対象者 ①在宅サービス事業所（居宅介護支援事業所を除く。）

令和2年4月1日以降、在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認を行った上で、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行った場合

②居宅介護支援事業所

令和2年4月1日以降、在宅サービスの利用休止中の利用者に対して、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認（感染対策に係る要望を含む）、サービス事業所との連携（必要に応じケアプラン修正）を行った場合

※「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1か月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者（居宅介護支援事業所においては、過去1か月の間、在宅サービス事業所のサービスを1回も利用していない利用者（ただし、利用終了者を除く））

支援額 1利用者あたり **1,500円 ～ 6,000円**

※ 1利用者につき1回まで助成することができます。

※ 対象サービスの種別毎及び利用再開支援の種別毎に、基準単価を設定

2 在宅サービス事業所における環境整備への助成

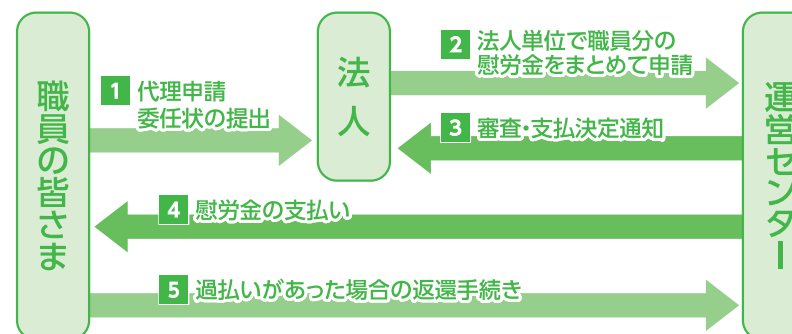
対象者 令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所

支援対象経費 「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用等（例）長机、飛沫防止パネル、換気設備、電動自転車、ICT機器（通信費用を除く）、内装改修費等

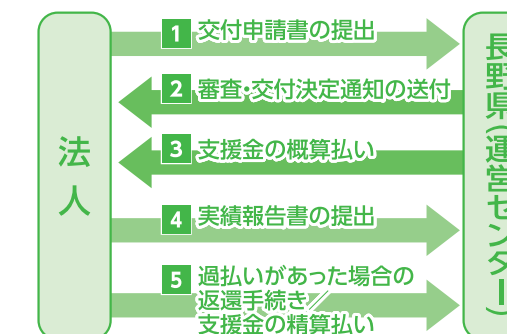
支援上限額 1事業所あたり**20万円**

慰労金支給・支援金交付手続きの流れ

●慰労金



●支援金



申請にあたっての留意事項

必ず県ホームページ掲載の要綱等を熟読の上、申請願います。

(1) 慰労金の申請について

①在職中の方：法人でまとめて申請

■利用者と接する職員で、対象期間に10日間以上勤務した者を特定した上で、慰労金の代理申請委任状を徴取し、事業所・施設等で保管してください。

■派遣労働者、業務委託受託者の従事者等も、慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている場合は、慰労金の対象となります。

②退職された方

■退職された方についても、勤務されていた法人からの申請を原則としますが、法人からの申請が難しい方は、運営センターへ個人申請することになります。

(2) 支援金の申請について

■県ホームページ掲載の要綱等をご覧ください、支援の対象となる経費と上限額を確認し、申請する額を計算してください。

※令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となります。

■県内に複数の事業所・施設等を運営する法人は、各事業所・施設等の様式を取りまとめて申請してください。

慰労金支給・支援金交付にあたっての留意事項

(1) 慰労金の支給について

■慰労金の対象となる職員を特定し、代理申請委任状を集めます。

■退職者や派遣・委託分も含め、法人が代理申請します。

■申請内容に不備がないことを確認後、運営センターから対象者個人の口座に慰労金が振り込まれます。

■過誤や重複支給があった場合は運営センターへ返還していただきます。

(2) 支援金の交付について

■申請内容を確認後、県から法人へ支援金の交付決定を行います。

■法人は、事業完了後、実績報告時に領収証等の支出の証拠となる書類等の写しを提出してください。実績報告の内容を確認後、県が法人へ支援金を交付します。

■概算払いをご希望の場合は、交付決定後、概算払請求書を提出してください。